

第三セクターの見直しに関する指針（素案）について

2021年10月13日

総務部 行政改革推進課

■ 第三セクターの見直しに関する指針（素案）について①

昨年の市議会提言、それに対する市の考え方を踏まえ、その内容をできる限り具体的に盛り込み「**第三セクターの見直しに関する指針**」を策定し、市の関わり方を明らかにする

第1章 策定の趣旨

- ✓ 本指針の策定に伴い「第三セクターの見直しに関する指針」（平成19年11月）は、廃止

第2章 第三セクターの見直しの基本理念

- ✓ 第三セクターの存続意義を改めて検証し、第三セクターの存廃を含めた判断を行い、法人経営に関して抜本的改革を含む適切な指導等を行う
- ✓ 経営状態の改善が認められず、悪化している状況が続く場合は、財政的関与の打ち切りを実施する

第3章 市の関与のあり方

- ✓ 人的関与の見直し（役員からの撤退）
- ✓ 指定管理料の算定基準については、「ガイドライン」を別に定める
- ✓ 食事の提供及び宿泊の提供など民間事業者が行っている事業については、利用料金制（テナント導入も可）とし、事業者の裁量で運営することを基本とし、設置条例の見直しも含めて、指定管理業務の明確化をはかる
- ✓ 運営費補助は行わない
- ✓ 趣旨を逸脱した短期貸付けについて見直しを求める
- ✓ 廃止に伴う市の関わりを明確化

■ 第三セクターの見直しに関する指針（素案）について②

第4章 第三セクターの見直しの考え方

- ✓ 将来の判断類型を細分化し「現状維持」「経営健全化」「民営化・自立化」を追加
- ✓ 「民営化・自立化」に株式譲渡を追加

第5章 第三セクターの見直しの進め方

- ✓ 見直しの実施手順を追加
- ✓ 「統廃合等実施計画」の追加
- ✓ 総務省の検討フローチャートの導入

第6章 第三セクターが自ら取り組む経営改革

- ✓ 経営改善に関する先進的な提案がなされた場合、市としては全面的に支援することを前提に検討を行う
- ✓ 経営責任の明確化（経営責任者は原則、常勤）

第7章 その他

- ✓ 経営悪化時の対応
- ✓ 第三セクターの「設立・統合」「移行」「廃止」について

■「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の策定

「第三セクターの見直しに関する指針」の策定と併せて、「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」を策定し、指定管理料の明確化を図る。（素案策定中）

1. 指定管理料の負担の考え方

- 総合管理計画に基づき指定管理施設の整理は進めていくが、短期間に成果が出るものではない。
- 事業の継続と事業を誰が運営するかは別に考えていく必要がある。

2. 指定管理料算定の基本的な考え方

- 人件費 統計的な標準賃金を採用。
現状の雇用人数ではなく、標準的な人数で換算
- 光熱水費 原則、複数年（3～5年）の実績を基本とする。
+ 精算条項の検討
(ex : 燃料費の急激な価格変動 15～25%を想定)
施設の維持管理に必要な経費は、当然積算するが、利用料金制の事業（食堂・売店・宴会・宿泊等）に関する経費については、積算しない。
- 上記を盛り込んだ「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の作成
- 施設によっては、指定管理料が増額になることも想定される